

新旧対照表

新	旧
<p>(登録の申請等)</p> <p>第3条 前条の規定に基づき登録を受けようとする者は、事業の種類及び事業を行う事業所ごとに、次に掲げる事項を記載した移動・地域活動支援事業者登録(更新)申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、第4号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、名古屋市長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事業所を有するときは、当該事業所を含む。)の名称及び所在地</p> <p>(2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所</p> <p>(3) 当該申請に係る事業の開始の予定年月日</p> <p>(4) 登記事項証明書又は条例等</p> <p>(5) 事業所の平面図</p> <p>(6) 事業所の設備の概要(地域活動支援事業に係る事業に限る。)</p> <p>(7) 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所</p> <p>(8) 事業所のサービス提供責任者の氏名、経歴及び住所(移動支援に係る事業に限る。)</p> <p>(9) 事業所の指導員の氏名、経歴及び住所(地域活動支援に係る事業に限る。)</p> <p>(10) 運営規程</p> <p>(11) 利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要</p> <p>(12) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態</p>	<p>(登録の申請等)</p> <p>第3条 前条の規定に基づき登録を受けようとする者は、事業の種類及び事業を行う事業所ごとに、次に掲げる事項を記載した移動・地域活動支援事業者登録(更新)申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、第4号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、名古屋市長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事業所を有するときは、当該事業所を含む。)の名称及び所在地</p> <p>(2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所</p> <p>(3) 当該申請に係る事業の開始の予定年月日</p> <p>(4) <u>申請者の定款、寄付行為等及びその</u>登記事項証明書又は条例等</p> <p>(5) 事業所の平面図</p> <p>(6) 事業所の設備の概要(地域活動支援事業に係る事業に限る。)</p> <p>(7) 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所</p> <p>(8) 事業所のサービス提供責任者の氏名、経歴及び住所(移動支援に係る事業に限る。)</p> <p>(9) 事業所の指導員の氏名、経歴及び住所(地域活動支援に係る事業に限る。)</p> <p>(10) 運営規程</p> <p>(11) 利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要</p> <p>(12) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態</p> <p>(13) <u>当該申請に係る事業に係る資産の状況</u></p>

(13) 創作活動・作業の具体的な内容（地域活動支援事業に限る。）

(14) その他登録に関し必要と認める事項

附 則

1 この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定に基づいて提出されている申請書等は、改正後の要綱の規定に基づいて提出されたものとみなす。

(14) 創作活動・作業の具体的な内容（地域活動支援事業に限る。）

(15) その他登録に関し必要と認める事項